

西原町景観まちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び西原町景観まちづくり条例(平成28年西原町条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第2条 条例第2条第4号に規定する建築物以外の工作物で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 電波塔、物見塔、装飾塔その他これらに類するもの
- (2) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (3) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- (4) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの
- (5) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設
- (6) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (7) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- (8) 自動車車庫の用に供する立体的な収納施設その他これらに類する施設
- (9) 汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設その他これらに類する施設
- (10) 電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線(その支持物を含む。)その他これらに類するもの
- (11) 製造施設その他これらに類するもの
- (12) 太陽光パネルその他これらに類するもの
- (13) 擁壁、垣(生け垣を除く。)、柵、塀その他これらに類するもの
- (14) 墓地その他これらに類するもの

(景観計画の軽微な変更)

第3条 条例第10条第2項の規定による軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事項の変更
- (2) 町長が町民又は西原町景観審議会の意見を聴く必要があると認める変更
(事前協議の方法等)

第4条 条例第13条第1項及び第2項の規定による事前協議は、届出のおおむね30日以前をめぐりして開始しなければならない。

2 前項の事前協議の申請は、景観計画区域内行為事前協議申請書(様式第1号)に別表第1に規定する図書を添付して行うものとする。

3 条例第18条の規定により指導又は助言を受けた事業者は、その指導又は助言に基づいて行為内容の改善に努めなければならない。

(行為の届出)

第5条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出は、景観計画区域内行為(変更)届出書(様式第2号)により別表第2に定める必要な図書を添付して行うものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の届出等)

第6条 法第16条第5項の規定による届出は、景観計画区域内行為(変更)届出書(様式第2号)により別表第2に定める必要な図書を添えて町長に提出して行うものとする。

2 法第16条第6項に規定する協議を求めるときは、協議書(様式第3号)によるものとする。

(適合通知)

第7条 町長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を受理したときは、速やかに内容を審査し、景観計画に定める法第8条第2項第2号の規定による基準に適合すると認めるときは、景観計画区域内行為適合通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(届出をした者に対する勧告)

第8条 法第16条第3項の規定による勧告は、景観計画区域内行為設計変更等勧告書(様式第5号)によるものとする。

(届出をした者に対する変更命令等)

第9条 法第17条第1項の規定による命令は、景観計画区域内行為設計変更等命令書(様式第6号)による。

2 法第17条第4項の規定による通知は、景観計画区域内行為設計変更等命令期間延長通知書(様式第7号)によるものとする。

3 法第 17 条第 5 項の規定による命令は、景観計画区域内行為原状回復等命令書(様式第 8 号)によるものとする。

4 法第 17 条第 7 項の規定による報告は、景観計画区域内行為状況等報告書(様式第 9 号)によるものとする。

5 法第 17 条第 8 項及び法第 23 条第 3 項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書(様式第 10 号)によるものとする。

(行為の着手の制限に係る期間の短縮の通知)

第 10 条 町長は、法第 18 条第 2 項の規定により期間を短縮したときは、着手期間短縮通知書(様式第 11 号)により、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした者に通知するものとする。

(公表する事項)

第 11 条 条例第 19 条第 2 項の規定による公表は、次に掲げる事項とし、告示及びその他の方法により行うものとする。

(1) 氏名(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

(2) 勧告又は命令の対象となった行為、位置及び区域

(3) 勧告又は命令の内容に従わなかった事実

(公表の手續)

第 12 条 条例第 19 条第 3 項の規定により意見を述べる機会を与える場合の手續は、次に定めるところによる。

(1) 町長は、前条の公表に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

ア 予定する公表の内容及び公表の根拠となる条例の条項

イ 公表の原因となる事実

ウ 意見書の提出先及び提出期限

(2) 前号の規定による通知を受けた者は、同号ウに定める提出期限までに意見書を提出することができる。

(完了届)

第 13 条 条例第 20 条の規定による届出は、景観計画区域内行為完了届(様式第 12 号)によるものとする。

(景観重要建造物の標識)

第 14 条 町長は、法第 19 条第 1 項に規定する景観重要建造物を指定したときは、法第 21 条第 2 項の規定により設置する標識に、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要建造物の名称

(3) 指定の理由となった外観の特徴

2 町長は、前項の標識を、当該景観重要建造物の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

3 町長は、条例第 21 条第 2 項の規定による景観重要建造物の指定を解除したときは、前項の標識を速やかに撤去するものとする。

(景観重要樹木の標識)

第 15 条 町長は、法第 28 条第 1 項に規定する景観重要樹木を指定したときは、法第 30 条第 2 項の規定により設置する標識に、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要樹木の樹種又は名称

(3) 指定の理由となった樹容の特徴

2 町長は、前項の標識を、当該景観重要樹木の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

3 町長は、条例第 21 条第 2 項の規定による景観重要樹木の指定を解除したときは、前項の標識を速やかに撤去するものとする。

(景観重要建造物等の指定の提案)

第 16 条 法第 20 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による提案は、景観重要建造物等指定提案書(様式第 13 号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の通知)

第 17 条 法第 21 条第 1 項及び法第 30 条第 1 項の規定による通知は、景観重要建造物等指定通知書(様式第 14 号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の現状変更の許可の申請)

第 18 条 法第 22 条第 1 項又は法第 31 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、景観重要建造物等現状変更行為許可申請兼通知書(様式第 15 号)の正本及び副本に、それぞれ景観法施行規則(平成 16 年国土交通省令第 100 号。以下「省令」という。)第 9 条第 2 項又は省令第 14 条第 2 項に掲げる図書を添えて町長に提出しなければならない。

(所有者の変更の届出)

第 19 条 法第 43 条の規定による届出は、景観重要建造物等所有者変更届(様式第 16 号)により行うものとする。

(景観アドバイザー)

第 20 条 景観アドバイザーは、条例第 24 条の技術的な指導、助言等として、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出の対象となる行為に係る技術的指導又は助言に関すること。

(2) 公共施設の整備に対する技術的指導又は助言に関すること。

(3) 本町が行う景観まちづくりの取組に対する技術的支援又は助言に関すること。

(4) その他良好な景観まちづくりに関する技術的支援又は助言に関すること。

2 景観アドバイザーの任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(景観まちづくり団体の認定等)

第 21 条 条例第 26 条第 1 項の景観まちづくり団体の認定については、次の要件を満たすものとする。

(1) 町内における活動が主であり、景観まちづくりの推進に寄与する模範的な団体であること。

(2) 自主的及び主体的な運営により、継続的かつ計画的に景観まちづくりの活動を行う構成員がおおむね 10 人以上の団体

(3) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とする団体でないこと。

2 景観まちづくり団体の認定の申請をしようとする者は、景観まちづくり団体認定申請書(様式第 17 号)に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

(1) 団体の規約

(2) 団体の構成員及び役員職の氏名及び住所を記載した書類

(3) 事業計画書

(4) 収支予算書及び収支決算書

(5) その他町長が必要と認める書類

3 景観まちづくり団体は、前項に規定する申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに景観まちづくり団体変更届出書(様式第 18 号)を町長に提出しなければならない。

4 町長は、第 2 項の規定による申請があった場合には、その決定について景観まちづくり団体認定等通知書(様式第 19 号)にて通知するものとする。

5 景観まちづくり団体は、認定を廃止しようとするときは、景観まちづくり団体廃止届出書(様式第 20 号)を町長に提出しなければならない。

(補則)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 4 条関係)

行為の種類	図書		
	種類	明示すべき事項	備考
事前協議に係る図書(共通)	付近見取図 (縮尺 1/2500 程度)	当該行為を行う土地の区域及びその周辺(当該区域から半径約 250m)の状況を表示する図面で、次の各項目が分かるもの (1)縮尺 (2)方位 (3)道路及び公園等の公共施設 (4)目標となる地物 (5)当該区域の位置	

	付近現況説明資料	(1)2方向以上から行為の場所を撮影したカラー写真 (2)行為の場所周辺を含めて撮影したカラー写真 (3)現況写真の撮影位置及び撮影方向が分かる図面	
	敷地内現況図	当該行為を行う土地の区域の現在の状況を示す図面で、建築物、工作物、緑地、歴史及び文化的な価値を持つ史跡等を明示したもの	
	眺望状況説明図	当該行為を行う土地の区域の周辺(当該区域から半径約2.5km)を示す図面で、周辺の主要な視点場からの当該区域の見え方等の眺望景観の状況を明示したもの	
	平面図	当該行為を行う土地の区域内の利用に関する計画を示す図面で、行為の位置、ごみ置場、緑地、外構等を明示したもの	ラフ図可
	各面立面図	屋根の形状を分かりやすく明示したもの	ラフ図可
	工程表	工事完了までのスケジュール	
	その他	町長が必要と認めるもの	
事前協議に係る図書(景観形成重点地区内の屋外広告物の表示等)	付近見取図	広告物又はこれの提出物件の付近の見取り図(野立て広告物にあっては、その設置場所の付近に所在する道路及びほかの野立て広告物までの距離を記載したもの)	
	配置図	敷地内の広告物の設置場所を記載したもの	
	平面図	配置図と併記可	
	立面図	壁面及び屋上設置の場合は、建物等の寸法を記載したもの	ラフ図可
	意匠図	広告物にあっては、これと同一の広告物又は当該広告物の大きさを記載したもの	ラフ図可
	その他	その他町長が必要と認めるもの	

別表第2(第5条、第6条関係)

行為の種類	図書		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(法第16条第1項第1号関係)	付近見取図(縮尺1/2500程度)	(1)縮尺 (2)方位 (3)道路及び公園等の公共施設 (4)目標となる地物 (5)当該区域の位置	事前協議で使用したものを利用してもよい。
	付近現況説明資料	(1)2方向以上から行為の場所を撮影したカラー写真 (2)行為の場所周辺を含めて撮影したカラー写真 (3)現況写真の撮影位置及び撮影方向が分かる図面	事前協議で使用したものを利用してもよい。
	配置図(縮尺1/200程度)	(1)縮尺 (2)方位 (3)寸法 (4)敷地の境界線 (5)敷地内における届出に係る建築物等の位置 (6)届出に係る建築物等と他の建築物との別 (7)建築物等の各部分の高さ (8)擁壁 (9)敷地の接する道路の位置 (10)敷地及び道路の高低差 (11)建築設備の位置及び種類 (12)垣、柵、塀、貼芝等の位置 (13)外構施設の位置及び材料 (14)ごみ置場	
2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の			

変更(法第16条第1項第2号関係)	各階平面図(縮尺1/100程度)	(1)縮尺 (2)方位 (3)寸法 (4)開口部の位置 (5)建築設備の位置及び種類	建築物等の移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあっては、添付を要しない。
	各立面図(縮尺1/100程度)	(1)縮尺 (2)寸法 (3)開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 (4)壁面及び屋根の仕上材料及び色彩(マンセル値表示) (5)建築設備の位置及び種類	建築物等の移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあっては、カラー写真に替えることができる。色彩については、色調を詳しく記入すること。
	2面以上の断面図(縮尺1/100程度)	(1)縮尺 (2)寸法 (3)開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 (4)道路、擁壁、垣、柵の位置及び高さ (5)建築設備の位置及び種類	
	緑化計画図(縮尺1/200程度)	(1)植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 (2)屋上緑化の位置及び面積 (3)壁面緑化の位置及び面積 (4)緑化(緑地)率の数値	
	その他	参考となるべき事項を記載	
3 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為(法第16条第1項第3号関係)	付近見取図(縮尺1/2500程度)	(1)縮尺 (2)方位 (3)道路及び公園等の公共施設 (4)目標となる地物 (5)当該区域の位置	事前協議で使用したものをを用いてもよい。
	付近現況説明資料	(1)2方向以上から行為の場所を撮影したカラー写真 (2)行為の場所周辺を含めて撮影したカラー写真 (3)現況写真の撮影位置及び撮影方向が分かる図面	事前協議で使用したものをを用いてもよい。
	現況図(縮尺1/1000程度)	(1)縮尺 (2)方位 (3)行為地及び周辺の土地利用状況 (4)隣接する道路の位置及び幅員 (5)行為の区域 (6)縦横横断面図の位置及び方向	
	計画図(縮尺1/1000程度)	(1)縮尺 (2)方位 (3)行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、高さ、種類及び規模	
	縦横横断面図(縮尺1/1000程度)	行為の前後における土地の縦横横断面図とする。	
	緑化計画図(縮尺1/1000程度)	(1)植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 (2)屋上緑化の位置及び面積 (3)壁面緑化の位置及び面積 (4)緑化(緑地)率の数値 (5)緑確保の考え方	宅地分譲等を行う敷地で、将来宅地内緑化によって緑地率等を満たそうとする場合は、その計画について記載すること。
その他	参考となるべき事項を記載		

4 土地の造成その他一団の土地の形質の変更	付近見取図(縮尺 1/2500 程度)	(1)縮尺 (2)方位 (3)道路及び公園等の公共施設 (4)目標となる地物 (5)当該区域の位置	事前協議で使用したものを用いてもよい。
	付近現況説明資料	(1)2方向以上から行為の場所を撮影したカラー写真 (2)行為の場所周辺を含めて撮影したカラー写真 (3)現況写真の撮影位置及び撮影方向が分かる図面	事前協議で使用したものを用いてもよい。
	現況図(縮尺 1/1000 程度)	(1)縮尺 (2)方位 (3)行為地及び周辺の土地利用状況 (4)隣接する道路の位置及び幅員 (5)行為の区域 (6)縦横横断図の位置及び方向	
	計画図(縮尺 1/1000 程度)	(1)縮尺 (2)方位 (3)行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、高さ、種類及び規模 (4)行為中の遮蔽物の位置、種類、構造及び規模	
	縦横横断図(縮尺 1/1000 程度)	行為の前後における土地の縦横横断図とする。	
	緑化計画図(縮尺 1/1000 程度)	(1)植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 (2)屋上緑化の位置及び面積 (3)壁面緑化の位置及び面積 (4)緑化(緑地)率の数値	宅地分譲等を行う敷地で、将来宅地内緑化によって緑地率等を満たそうとする場合は、その計画について記載すること。
	その他	参考となるべき事項を記載	
5 木竹の植栽又は伐採	付近見取図(縮尺 1/2500 程度)	(1)縮尺 (2)方位 (3)道路及び公園等の公共施設 (4)目標となる地物 (5)当該区域の位置	事前協議で使用したものを用いてもよい。
	付近現況説明資料	(1)2方向以上から行為の場所を撮影したカラー写真 (2)行為の場所周辺を含めて撮影したカラー写真 (3)現況写真の撮影位置及び撮影方向が分かる図面	事前協議で使用したものを用いてもよい。
	配置図(縮尺 1/500 程度)	(1)縮尺 (2)方位 (3)寸法 (4)敷地の形状及び寸法 (5)植栽又は伐採の位置及び面積 (6)行為中の遮蔽物の位置、種類、構造及び規模 (7)植林等による代替措置等の位置及び面積 (8)隣接する道路の位置及び幅員	
	その他	参考となるべき事項を記載	
6 屋外における物件の集積又は貯蔵	付近見取図(縮尺 1/2500 程度)	(1)縮尺 (2)方位 (3)道路及び公園等の公共施設 (4)目標となる地物 (5)当該区域の位置	事前協議で使用したものを用いてもよい。

	付近現況説明資料	(1) 2方向以上から行為の場所を撮影したカラー写真 (2) 行為の場所周辺を含めて撮影したカラー写真 (3) 現況写真の撮影位置及び撮影方向が分かる図面	事前協議で使用したものを用いてもよい。
	配置図(縮尺 1/500 程度)	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 寸法 (4) 敷地の形状及び寸法 (5) 物件の集積又は貯蔵の位置、高さ及び面積 (6) 行為中の遮蔽物の位置、種類、構造及び規模 (7) 伐採及び植林をする樹種 (8) 隣接する道路の位置及び幅員	
	遮蔽計画図(縮尺 1/200 程度)	(1) 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 (2) 塀の位置及び高さ	
	その他	参考となるべき事項を記載	
7 水面の埋立て又は干拓等	付近見取図(縮尺 1/2500 程度)	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 道路及び公園等の公共施設 (4) 目標となる地物 (5) 当該区域の位置	事前協議で使用したものを用いてもよい。
	付近現況説明資料	(1) 2方向以上から行為の場所を撮影したカラー写真 (2) 行為の場所周辺を含めて撮影したカラー写真 (3) 現況写真の撮影位置及び撮影方向が分かる図面	事前協議で使用したものを用いてもよい。
	配置図(縮尺 1/500 程度)	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 寸法 (4) 敷地の形状及び寸法 (5) 埋立て又は干拓の位置及び面積 (6) 埋立てをする場合は、埋立て後の高さ (7) 行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、高さ、種類及び規模 (8) 行為中の遮蔽物の位置、種類、構造及び規模 (9) 隣接する道路の位置及び幅員	
	その他	参考となるべき事項を記載	